

予算常任委員会議事録

(令和2年9月15日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年9月15日（火） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委 員 長 村井 浩二 副委員長 中村 直幸
 委 員 羽山 茂男 辻本 馨
 斧田 秀明 阪口 寛
 西田いく子 山田 強
 寺町 幸雄 建石 良明
 議 長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員 町 長 田中 祐二 住民人権課長 吉田 雅樹
 副 町 長 藤原 幹 危機管理課長 村上 正規
 教 育 長 勝良 憲治 地域整備課長 堀内 孝茂
 総 務 部 長 小角 孝彦 子育て支援課長 小路 展裕
 まちづくり推進部長 村上 正規 福 祉 課 長 松岡 健一
 健康福祉部長 子安 逸二 健康増進課長 松井 靖
 教 育 次 長 池田 貴則 保険医療課長 子安 逸二
 総務政策課長 奥埜 哲生 教育総務課長 池田 貴則
 財 政 課 長 小角 孝彦 生涯学習課長 鳥取 勝憲
 会 計 管 理 者 林 達也 学校給食C所長 富田 昌彦
 兼 会 計 課 長
 税 務 課 長 林 達也
- 6 議会事務局 事 務 局 長 上田 周治 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第39号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）

午前 9時30分 開会

○村井委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

予算常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第39号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）の1件でございます。何卒、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

○村井委員長 本日は、全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第39号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）、これを議題といたします。

本件について説明を求める前に、皆様にお諮り致します。

内容の説明につきまして、それぞれ所管の歳入歳出の説明を一括して受け、その後、質疑に移りたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○村井委員長 ご異議なしと認めます。それでは、一括して説明を求めます。

○小角総務部長 おはようございます。

それでは、議案第39号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

本補正予算の主な内容でございますが、子ども医療費助成対象者の拡充、農業者への支援事業や新型コロナウイルス感染症対策に係る経費のほか、老朽化対策として学校給食センターの改修に要する費用などの増額を行っています。

一方、歳入につきましては、地方交付税の増額や町債に対する予算措置を行うとともに、歳出増額に伴う財源措置として、国・府支出金、繰入金などで予算措置を行い、その他、財政調整基金繰入金で財源の調整を行っております。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千105万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億8千477万5千円とするものでございます。

それでは、総務部が所管します補正内容についてご説明申し上げます。

予算書の12頁、13頁をお願いいたします。では、歳出についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2千160万7千円の増額、事業別区分の8共通一般管理事業、補正額263万1千円は、働き方改革の一環として、AIを活用した会議録作成支援システムの使用料及び備品購入費を計上いたしております。財源といたしましては、全額一般財源でございます。

次に、事業別区分13基金積立事務事業、補正額1千897万6千円は、地方財政法第7条に基づき、平成31年度の決算剰余金の2分の1を下らない額として、1千397万6千円と、たいし・ふれ愛福祉基金積立金500万円を積み立てるものでございます。財源としましては、一般財源が1千397万6千円と寄附金500万円でございます。

続きまして、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、補正額126万5千円の増額。

事業別区分7町税収納整理事務事業は、地方税法一部改正に伴う滞納管理システム改修に伴う電算機器・プログラム変更委託料を計上したものでございます。財源としましては、全額一般財源となっております。

続きまして、2款総務費、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、補正額537万9千円の増額。

事業別区分2の戸籍住民登録事業は、戸籍情報システム改修に伴う電算機器・プログラム変更委託料を計上いたしております。財源としましては、全額国庫支出金でございます。

続きまして、歳入でございます。8頁、9頁をお願いいたします。

1 1 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、1 節地方交付税 4 千 1 2 万 1 千円は、普通地方交付税額の決定によるものでございます。

1 5 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金 5 3 7 万 9 千円は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

次に、1 8 款寄附金、1 項寄附金、1 目指定寄附金、2 節社会福祉事業寄附金、補正額 5 0 0 万円は、先ほど歳出で説明させていただきました、たいし・ふれ愛福祉基金寄附金でございます。

次に、1 9 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金、補正額 4 千 3 2 2 万 9 千円の減額は、財源調整として予算措置をしております。

4 目公共施設整備基金繰入金、補正額 1 千 7 2 8 万 3 千円は、公共施設整備基金繰入金で、学校給食センター改修工事に充当いたします。

次の頁をお願いいたします。

2 0 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1 節繰越金、補正額 1 千 7 9 5 万 1 千円の増額、補正後の 2 千 7 9 5 万 1 千円が前年度の決算剰余金となります。

次に、2 2 款町債、1 項町債、1 目土木債、1 節道路橋梁債、補正額 1 8 0 万円は、町道老朽化対策事業債でございます。

2 節河川債、補正額 1 千 1 3 0 万円は、太井川改修事業債でございます。

2 目教育債、3 節社会教育債、補正額 1 千 6 2 0 万円は、歴史資料館改修事業債でございます。

3 目臨時財政対策債、1 節臨時財政対策債、補正額 1 千 2 3 0 万 8 千円の減額。これは本年度の臨時財政対策債の発行額の決定によるものでございます。

4 目農林業債、1 節農業債、補正額 3 3 0 万円、農道改修事業債でございます。

これらに関しましては、4 頁の第 2 表、地方債補正について、地方債それぞれの借入限度額及び借入条件を定めております。

以上が、総務部が所管いたします補正内容でございます。

以上でございます。

○子安健康福祉部長 続きまして、健康福祉部が所管します補正予算の内容につきまして、歳出予算からご説明を申し上げます。

補正予算書の、1 2、1 3 頁をお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、7 目子ども医療助成費、補正額 3 1 1 万 1 千円は、事

業別区分1の子ども医療費助成事業で311万1千円の増額。これは、子ども医療費助成事業の対象者を、これまで15歳に達した日以降における最初の3月末日として、中学校卒業までとしていたものを、令和3年1月から18歳に達した日以降の最初の3月末日までとし、高校を卒業する年代までの子どもを対象とする拡大を行うに当たり必要となります経費について、19節扶助費の子ども医療助成費187万5千円や電算システムの資格データの作成や医療証等の作成、封入などに係る経費と致しまして医療費助成業務委託料86万円のほか、制度拡大のご案内や申請書の郵送料21万円及び医療証などの印刷製本費11万1千円を計上いたしております。

次の頁、14、15頁をお願いいたします。

8目未熟児養育医療給付費、補正額10万1千円は、事業別区分1の未熟児養育医療給付事業の22節償還金利子及び割引料で10万1千円の増額。これは、平成31年度の未熟児養育医療給付事業に対する国庫負担金の確定に伴い、超過交付となったものを国庫に返還するものでございます。

次、10目国民健康保険費、補正額126万5千円は、事業別区分2、国民健康保険特別会計繰出金事業の27節繰出金で、職員給与費等繰出金で126万5千円の増額。これは、令和2年度税制改正に伴う地方税法の一部改正において、延滞金の算定に関して、徴収の猶予等の期間に係る割合が設けられたことに伴い、国民健康保険の保険料滞納管理に係る電算システムに改修の必要が生じたことから、その改修に係る経費を職員給与費等繰出金として国民健康保険特別会計に繰り出すものでございます。

次、2項児童福祉費、2目児童運営費、補正額250万円は、事業別区分2、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業で250万円の増額。これは、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の創設に伴い、児童福祉施設等が取り組む感染拡大防止対策に対する支援のため、1施設又は1事業当たり50万円を上限に補助金を交付するもので、松の木、やわらぎ両保育園に加え、それぞれの保育園で実施しております延長保育事業、病児保育事業に対する補助金として、19節負担金補助及び交付金で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金を250万円計上いたしております。

次、4目児童福祉費、補正額100万円は事業別区分11、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業で100万円の増額でございます。これは、ただいま児童運営費でご説明いたしました令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の創設に

に伴い、本町が実施いたしております養育支援訪問事業で使用いたします職員用のエプロンやマスク、アルコール消毒剤等の購入のため、需用費の消耗品費で50万円を計上しているほか、やわらぎ幼稚園の地域子育て支援拠点事業に対する感染拡大防止対策に対する支援として補助金50万円を計上いたしております。

次、4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康管理費、補正額216万5千円は、事業別区分8の妊娠出産包括支援事業で116万5千円の増額。これは、子ども・子育て支援交付金の交付要綱が改正されたことに伴い、利用者支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業に対して、感染拡大防止対策に係る経費に対する支援として、子ども・子育て支援交付金が交付されることとなったことに伴い、各事業で必要なフェイスシールドやマスク、アルコール消毒剤、ペーパータオル等の消耗品のほか、感染拡大に配慮した形で、継続的に妊産婦や乳児に対するオンラインによる面談や相談、支援等を行うために必要となるパソコンやデジタルカメラ等を購入するため、備品購入費を15万2千円増額いたしております。

また、事業別区分10の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業では、先ほど、民生費の児童福祉費での説明と同様に令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の創設に伴い、健康増進課で行っております利用者支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業のそれぞれに対しまして、1事業当たり50万円を上限に補助されますことから、利用者支援事業及び乳児家庭全戸訪問事業で必要となる折り畳み式のベビーボードやデジタル乳幼児用スケールのほか、体温検知機能付きのカメラや保健センター2階のすこやかホール用のアルコール消毒が可能な抗菌マットなどの購入費用として、備品購入費100万円を計上いたしております。

次に、1頁飛んでいただきまして、18、19頁をお願いいたします。

頁中程の9款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費のうち、事業別区分10の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業子育て支援課で50万円の増額。これにつきましても、先ほど来、ご説明いたしておりますとおり、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の創設に伴い、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策に対する支援として、やわらぎ幼稚園の一時預かり事業への補助金として、50万円を計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。8頁、9頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額105万4千円

の増額。2節児童福祉費補助金は、歳出の衛生費でご説明いたしました健康増進課の妊娠出産包括支援事業に対する補助金として、地域子ども・子育て支援交付金を105万4千円を見込んでおります。

次に、16款府支出金、2項府補助金、2目民生費府補助金、補正額555万4千円は、3節児童福祉費補助金で歳出の衛生費でご説明いたしました妊娠出産包括支援事業に対する補助として、地域子ども・子育て支援交付金を5万4千円。

また、民生費及び衛生費、教育費のそれぞれに計上いたしております健康福祉部所管の新型コロナウイルス感染症対策緊急包括支援事業に対する補助として、550万円を計上いたしております。

1頁お捲りいただきまして、10頁、11頁をお願いいたします。

次に、21款諸収入、3項雑入、1目雑入、補正額25万9千円は、2節雑入で南河内府民センター内に南河内3市2町1村で内部組織を共同設置いたしております広域福祉課に係る平成31年度負担金の精算に伴う返還金を南河内広域行政共同処理事業負担金返還金として25万9千円を計上いたしております。

健康福祉部が所管いたします補正予算の内容は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○村上まちづくり推進部長 おはようございます。

続きまして、まちづくり推進部所管の補正予算についてご説明申し上げます。

補正予算書の16頁、17頁をお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額80万円の増額。事業別区分2の一般農政対策事業、これは大阪版認定農業者支援事業補助金80万円でございます。内容といたしましては、大阪産（おおさかもん）などの特定農産品目の安定生産に向けて、省力化による作業労力の軽減等革新的農業技術を導入する場合に適用される補助金でございます。一例といたしまして、ぶどうハウスの自動開閉装置等の導入により、生産の省力化等を図ることが可能となるものでございます。財源といたしましては、府支出金でございます。

3目耕地事業費、事業別区分1耕地関連事務事業、これにつきましては財源の内訳補正として、一般財源から地方債への財源内訳の補正を行っております。

続きまして、6款商工費、1項商工費、3目観光推進費、補正額1千641万5千円の増額。事業別区分5の新型コロナウイルス感染症対策事業、これは観光案内板整備委

託料1千641万5千円でございます。内容といたしましては、町内の観光案内板の必要箇所への設置不足や情報の更新が出来ていない看板等、不十分な状態を解消するとともに、外国人の来訪も想定されるため、多言語に対応した総合サイン、誘導サイン、施設名サインなどを、設置等するものでございます。

なお、本事業の財源には一般財源の充当としておりますが、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の実施計画では承認済みであり、今後同交付金を充当して参りたいと思います。

続きまして、7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、事業別区分4町道維持管理事業、これにつきましても一般財源から地方債への財源内訳の補正を行っております。

次の頁をお願いいたします。

7款土木費、2項河川費、1目河川等改修事業費、事業別区分3、普通河川維持管理事業、これにつきましても一般財源から地方債への財源内訳の補正を行っております。

続きまして、7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画費、事業別区分2の都市計画管理事業、これはまちづくり分野の広域行政共同処理事業に関するもので、権限移譲交付金等の確定により平成31年度分の清算に伴う南河内広域行政共同処理事業負担金の清算金でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

補正予算書の8頁、9頁をお願いいたします。

16款府支出金、2項府補助金、4目農林水産業府補助金、補正額80万円の増額。補正内容でございますが、大阪版認定農業者支援事業に関する府補助金でございます。

以上で、まちづくり推進部所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。

○池田教育次長 続いて、教育委員会所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

まず歳出について、ご説明を申し上げます。18、19頁をお願いいたします。

9款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費、事業別区分11、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、教育総務課配当分50万円の増額は、町立幼稚園のコロナウイルス感染症対策に要する経費で、町立幼稚園において感染症対策に対応するハンドソープや緊急用マスク等の消耗品及び抗菌シートやディスペンサー等の備品等、各種衛生物品の購入を行うものでございます。

6月には文部科学省の教育支援体制整備事業費交付金の活用により50万円の補正を

させていただきましたが、本補正は厚生労働省の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による補助制度を活用するもので、1園当たり50万円を補助限度額に、全額補助金で財源措置とされるものでございます。

6項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額159万5千円の減額は、事業別区分3、青少年健全育成事業において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による、ふれあいT A I S H I 2 0 2 0の中止に伴い、実行委員会への補助金を全額減額するものでございます。

2目公民館費、補正額42万1千円の減額は、事業別区分4、文化祭事業において、先のふれあいT A I S H Iと同様、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による、第60回文化祭の規模縮小に伴う、設営委託費及び誘導警備委託費を減額するものでございます。

なお、今年度の文化祭につきましては、屋外での菊花展のみ開催し、屋内での展示及び万葉ホールでの演芸は中止とする縮小版で開催をいたします。

20、21頁をお願いいたします。

7項保健体育費、1目保健体育総務費、補正額183万9千円の減額は、事業別区分2、スポーツ推進事業におけます、新型コロナウイルス感染拡大防止対策による各種事業の中止に伴う減額であり、春季スポーツ教室の講師・指導員謝礼、5月の総合スポーツ大会運営委託料及び学校プール開放事業監視業務委託費などを減額するものでございます。

3目学校給食費で、補正額1千806万7千円の増額。事業別区分の3、学校給食センター維持管理事業の14節工事請負費1千728万3千円で、給食センターのボイラー設備の更新でございます。

ボイラー設備関連の更新は令和3年度に実施する予定をしてございましたが、今年度に入り、不具合の頻発によりまして修繕費の支出が増加し、給食の安定的な提供に支障を来す事態が生じてございます。今後、根本的なトラブルにより蒸気や温水の利用が出来なくなった場合、直ちに給食の提供が不可能になってしまうため、安定的な学校給食の提供を行うために、改修計画を前倒しし、緊急に設備の更新を行うものでございます。

事業別区分5、学校臨時休業対策事業の18節負担金補助及び交付金78万4千円は、学校給食会への補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対策として令和2年3月2日から春季休業までの、学校臨時休業期間の学校給食費を保護者に対して返還等を

するための経費を国が支援する補助金を活用しまして、学校給食会がパン、米飯及び牛乳供給事業者へ支払う契約違約金へ補助することにより、保護者の負担軽減等を図るものでございます。経費割合としましては、国庫補助4分の3、町負担4分の1となっており、町負担の内8割は特別交付税措置されることとなっております。

8項文化財保護費、2目歴史資料館費の事業別区分2、歴史資料館維持管理事業は、一般財源から町債への財源調整補正を行うものでございます。

続きまして、歳入でございます。8、9頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金で、学校臨時休業対策費補助金としまして、学校給食会への補助事業費の4分の3に当たる58万7千円の歳入を見込んでおります。

10、11頁をお願いいたします。

22款町債、1項町債、2目教育債、3節社会教育債、1千620万円は、歴史資料館維持管理事業の充当財源となっております。

以上、全ての所管の歳出歳入の説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○村井委員長 ただいま歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○西田委員 12頁、13頁なんですけど、子どもの医療費助成でお伺いします。

町長の公約でもあり、公約の中でこの分と給食無償化は注目して見させていただいたんですが、早速子どもの医療費助成が18歳まで拡充されるということで、うれしく思っています。

それでお尋ねしたいんですけれども、これ条例のときは1月1日からということやっただんですが、そしたらこの金額は3月までの分や思うたら、大体年間、1年間はどうぐらいかかるという試算はお持ちなんですか。

○子安健康福祉部長 予算書のほうを見ていただいても分かりますように、子ども医療費助成事業に関しましては、大部分が扶助費の経費となっております。今回187万5千円、扶助費で計上させていただいております。委員ご指摘のように、1月から3月までの3か月分として、この額を計上させていただいております。この額につきましては、これまでも委員会等でご質問いただいた際に、高校1年生、2年生、3年生、いわゆる3年分の扶助費を拡大した場合に、扶助費としてどのぐらいかかるのかというご質問

の中で、直近の試算で750万円ということでご答弁させていただいております。そこから、今回3か月分ということで、187万5千円を扶助費として計上させていただいているところです。

○西田委員　それで、勉強会の資料でもらったのでいけば、もう小学校卒業までしかやっていない府内の自治体はなくて、もう中学校卒業までが当たり前になって、高校卒業までとか、河南町は子どもの医療費助成という、子どもじゃないからというのが形は違うんですが、22歳まで医療費助成のある中で、町独自で高校まで拡充するわけじゃないですか。国保のほうにも係わってくると思うんですけど、町独自はペナルティーとか入ってくるんですか。また、国保会計にも一般財源は少しは回っていくんですか。

○子安健康福祉部長　現在、今ご指摘のありました子ども医療費等との福祉医療費、地方単独事業で行っている福祉事業費助成事業、これに関しましてはペナルティーという言葉ではないんですけれども、国庫、療養給付費国庫負担金、これの加給分に対して減額調整措置ということで、一応措置されております。

今回、子ども医療費に関しましても拡大するというございますので、その分についても影響がどのぐらいあるかというところは、まだ見通しが立てられておりませんが、少なからず影響はあるものと考えております。

以上です。

○西田委員　府内を見渡したら、もう中学校卒業まで、いろんな制限があるところもあるかと思うんですが、進んでいるのであれば、片一方で国保の統一を進めていっているじゃないですか。大阪府に対して、子どもの医療費助成は、そこできっちり見るように要望をしていただくようお願いしておきます。

○村井委員長　ほかにございせんか。

○山田委員　17頁の農政に光を当てるような感じがする大阪版認定農業者支援事業なんですけれども、これは農業の高齢化、人手不足、担い手不足という状態のところ、うれしい悲鳴であると思っておりますが、まず認定農業者の規定、それと大阪府の事業の全容を教えてください。

○村上まちづくり推進部長　まず、大阪版認定農業者の規定ということでよろしいでしょうか。

まず、大阪版認定農業者となる資格なんですけれども、個人経営営農として年間所得50万円以上、組織経営体営農として年間所得50万円掛ける農業者の人数以上となる

ものという形で、所得等が決まっております。

あと、生産過程における基幹的な農作業を年間30アール以上、受託。

すみません、ちょっと最初から説明させていただきます。

まず、大阪府認定経営強化型農業者、3つあるんですけども、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者、これ国版認定農業者及びこれと同程度の農業経営を実践される農業者、2つ目は大阪府認定地域貢献型農業者として、自ら生産した農畜産物、又はそれを主に使用して自ら加工品を製造し、府内へ年間50万円以上、出荷・販売されている農業者の方、3つ目は大阪府認定地域営農組織ということで、構成員が生産された農畜産物、又はそれを主に使用して加工品等を製造し、年間で農業者数掛ける50万円以上を出荷する組織、又は生産過程における基幹的な農作業を年間30アール以上受託されている組織ということになります。

続きまして、このたびの事業の内容のご質問でございますが、本町内の認定農業者、これは大阪版の認定農業者なんですけれども、行われる農産物、これはブドウでございます、の生産に係る機器の購入を支援するという事業でございます。

補助対象者といたしましては、対象品目を生産出荷する大阪版認定農業者の組織、これ3戸以上、構成される団体で、対象技術としましては、自動環境制御機器導入による安定生産を目指すものとなっております。

補助率なんですけれども、1事業3分の1で、1事業につきましては60万円以上、500万円以下となっております。

今回は、太子地区の農業者3名の方が構成される太子町スマート農業推進協議会、経営規模が3.4ヘクタールなんですけれども、これに対し補助をされるものでございます。

○山田委員 3戸以上というんですけども、これはビニールハウス用の機械を購入するのに、ほとんどのブドウ屋さんは自分とこの畑に使うと思うんですが、3戸以上構成されるとは何か意味があるんですか。

○村上まちづくり推進部長 これにつきましては、事業主体ということで受益農家の方が3戸集まっただいて、地域貢献型の農業者を、農業経営をしていただくということなんですけれども、大阪の、大阪府で設定されている部分になりますので、3戸以上ということで、府の設定されている基準という形になってございます。

○山田委員 とにかく、これいい政策だと思うので、知っている農家にPRしようとして

も、今話を聞いていたら、太子で3戸決まっているというふうな話のようなんですけれども、今後これに、結局あれなんですよ、PRしていても、時期的に周知・啓発・申請・実行となると大変やなど、時期的に思うたのはブドウハウス、これから来年度に向けてやっていくので、大変やなどと思ってたら、今の話ではもう決まっていると。これは、どちらかというとPRはやっていたんですか。

○村上まちづくり推進部長 以前から、大阪版認定農業者になられば、こういった形のメリットがありますよということで、こういった補助事業が3分の1使えるというのはPRされておりました。

それで、今の大阪版認定農業者支援事業ということで、窓口にこういった形のパンフレットのほうも置かせていただいておりますので、あとホームページの部分でも認定農業者になりませんかということのPRはさせていただいておりますので、周知のほうは以前からさせていただいております。

○山田委員 そうしましたら、そのチラシを見て申請をされたら、認定農業者が何人おられるのか知りませんが、その方たちが申請されたら、みんな受け付けて金は出るんですかね。

○村上まちづくり推進部長 大阪の補助の事業に合致する基準にのっとっておられれば、大阪版認定農業者の方につきましては、補助の申請を受けていただくことは可能かと考えております。

○山田委員 ありがとうございます。

○中村委員 先ほどの支援事業の下にある観光案内板整備委託料なんですけど、これをちょっと、要するに何をどうしたんですか。

○村上まちづくり推進部長 観光案内板のご質問やと思います。状況、概要のほうを、そしたら説明させていただきます。

まず、臨時交付金、コロナ対策の臨時交付金のメニューとしまして、地域の基礎的活力養成事業ということで、将来の政財力、観光の魅力の増強も見据えまして、寺社復活などの観光地周辺、集落、海辺とか漁場、森林での清掃活動とか、多言語化の看板を設置するというのを支援するという部分で、臨時交付金のメニューはございます。

それに応募させていただきまして、太子町、今現状は新型コロナウイルスの蔓延によりまして、来訪者が太子町のほうでも減少して、地域が疲弊しているような状況なんですけれども、地域の魅力を掘り起こすとともに、特に2021年度は聖徳太子没後14

00年の記念の時期に当たるということで、感染症が将来的に、将来収束して、来訪者が増加するといったときに、看板の設置によりまして来訪者がスムーズに移動出来るように設置を行うということでございます。

今年度におきましては、上ノ太子の駅前から叡福寺周辺部及び和みの広場へと誘導、あと叡福寺から近つ飛鳥の博物館への誘導、あと太子町と富田林市の行政界部分にサインを設置するというので、全部で14か所、トータルで18枚の看板の設置を考えております。

制作とか、あと中身の内容については、今プロポーザルによる業者選定等を考えております。

看板の中身については、誘導と一応多言語化ということで4か国語、一応、日本語、英語、中国語、韓国語の表記をするような形の案内板の設置を考えておるところです。

○中村委員 それは、既存のやつの看板は要らんとか、そうじゃなくて、あくまでも観光地に対して行く目印というか、そういうものに限っているわけですか。

○村上まちづくり推進部長 設置もありますし、既存の看板の表記がちょっと古くなっている部分がありますので、今回その部分のやり直しというか、上から貼り直しという部分も考えております。

○中村委員 私、かつてお願いをした経緯があるんですけど、道の駅の中の看板ではないんですけど、表記が、道の駅が出来た時点での太子町を宣伝する看板が、そのまま延々と貼られているんですけども、あれを新しく出来ないかというご提案を差し上げたことがあるんですけども、全く今とは違う状況の看板が、いまだに使っているというのは、お考えにはならないでしょうか。

○村上まちづくり推進部長 ご指摘いただいたことは、もう十分良く覚えております。あと、表記の部分につきましては、一部修正はさせていただいておりますが、修正したままということで現状に至っているような形になります。

今後、道の駅の活性化も含めた形で、どんなやり方がいいのかという部分もあるんですけども、それについては調査検討、すぐには出来ないかも分からないんですけども、調査検討していきたいと考えているところです。

○中村委員 よろしくお願ひします。

○村井委員長 ほかにございませぬか。

○羽山委員 コロナの補正の関連の事業は多いんですけども、先般テレビ等で聞いたん

やけれども、インフルエンザの注射、65歳以上が国のほうで無料になるということになっていると思うんですけど、これは皆、町のホームページとか、そんなんにはもう皆出ているんですか。

○松井健康増進課長 65歳以上のインフルエンザの予防接種の自己負担の免除というご質問かと思います。今、大阪府のほうから、65歳以上の高齢者の自己負担分について、大阪府が補助を出す形で、市町村で自己負担とするところについては免除してほしいというような要請が来ています。太子町としましたら、それを受けまして65歳以上の自己負担については、全額免除という方向で進んでおります。

ただ、予算の計上がされておられませんので、今議会で、できましたら追加で補正予算のほうを上げさせていただきまして、それが議決されました暁には、すぐにホームページ等で住民の皆さん方にお知らせしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○羽山委員 テレビで言っているのは10月1日以降から、もう実施ということになっていると思うんですよ。だから、早急にPR等していただいて、富田林市内管内で注射したら無料になる。城山病院やったら、どないなるのかな、ちょっと教えてほしい。

○松井健康増進課長 できるだけ富田林医師会管内で受けていただきたいのはやまやまになっておりますけれども、ほかで受けられた場合は償還払いというような形でお返しするようなことで考えております。

また、一応住民の皆さんへの広報につきましては、防災行政無線等も通じて早急にしていきたいなというふうに考えておまして、また先般、国のほうで、できるだけ高齢者の方は10月1日からすぐに受けてほしいというようなアナウンスもされているようでございますので、その辺りも含めまして住民の皆様には早急に案内をしていきたいと思っております。

ただ、予算の関係がございますので、予算が成立してすぐというようなことで考えていますので、よろしく願いいたします。

○羽山委員 お願いしておきます。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 総務で働き方、会議録の作成支援システムということなんですが、これはどういったものかということと、これを入れることが働き方改革の一環とおっしゃったので、どう働き方、職員さんの働き方なのかな、どう変わるのかというのを教えていただ

きますか。

○奥埜総務政策課長 議事録作成システムの導入ということでございます。これにつきましては、議会をはじめ、多数の審議会等で現在議事録のほうを作成いたしております。これにつきましては、一部委託等もされておりますけれども、かなりの部分は職員で作成をいたしております。この部分につきましては、通常議会、失礼しました、会議時間の約5倍程度の時間を要するというようなことが言われております。そういった部分をできるだけ短縮するような形を図ることで、職員の勤務時間、また、そういった部分の削減を図ることによって、職員の働き方改革につなげていきたいというようなところでございます。

そして、システムそのものとしましては、現状させていただいております備品の中で、マイクその他集音装置、こちらのほうで集音、そしてICレコーダーのほうに収録したデータ、音声データを、今回検討しておりますシステムのクラウド型の議事録作成サーバにインターネット経由でアップロードさせていただきます。

そして、そのサーバのほうのシステムにより自動的に文字起こし、文書化されたデータをダウンロード、サイト上のパソコンのほうにダウンロードいたします。それを専用ソフトで修正して、最終的な議事録にとどめるというような形のシステムとなっておりますのでございます。

○西田委員 今、ICレコーダーとおっしゃったので、うちの議会みたいに、取ってきた、こうやってマイクで拾ってじゃなくて、2、3人の会議でも議事録が作れるということですか。

○奥埜総務政策課長 少人数の会議でも、ただ音声データが非常に重要になってまいりますので、そういった場合でも、できるだけマイクを使っていただいて、今回備品購入として上げておりますシステムの中で、備品の中で音声をICレコーダーに落としていただく、そういうような形を取っていただくことによって、ほぼ手直し等の必要ないような形での文字起こしといいますか、議事録作成業務というような状況を、こちらのほうにつきましては現在大阪府のほうでも既に活用されておまして、議会事務局の職員、また、本課の職員がその状況を、使用状況のほうを確認させていただいて、かなりそういった精度の高いシステムであるというような部分を確認して、今回補正予算案として上程させていただいているところでございますので、よろしくお願いたします。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○寺町委員 新型コロナウイルス感染症対策事業ということで、数字が上がっているんですけど、これは事業計画はいつ、今始まるとする予算計上なんですけれども、いつまでに終わらなきゃいけないとか、そういうのはないんですか。

○小角総務部長 新型コロナウイルス感染症関連臨時交付金につきましては、以前全員協議会の場でご説明させていただいておりますけれども、9月18日が最終の受付日ということになっております。

その中で、先ほどインフルエンザの関係も、予防接種の関係もございましたけれども、今回追加の補正予算として学習施設を計上させていただく、これは議会運営協議会として違う数字という形にはなっておるんですけど、それと同時に、できましたら今回、新型コロナウイルス感染対策の事業といたしまして、ご提案させていただきたい部分もありますので、そこで報告のほうをさせていただくというふうに考えております。

以上です。

○子安健康福祉部長 今、総務部長のほうのお答えに補足という形で、今般の予算の中に、私どもの健康福祉部関連で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等々で、かなり上げさせていただいております。これにつきましては、保育所あるいは幼稚園のほうで行っている事業等々への補助ということで、上程はさせていただいておりますけれども、これの原資が国の補助金、府のほうを通じて入ってくる形になるんですけども、補助金が原資、財源となっております。これにつきましては、全て現在の国の要綱にしましては、令和2年度事業に対する補助金という形で交付要綱は制定されております。

以上でございます。

○寺町委員 これからも、またいろいろと国も考えられ、府も考えて、いろいろと支援事業がまだまだ止まらないと思っているんです。そやから、ある程度出たら、太子町として太子町の分は要望を出してもらって、クリアしたら、それをいつまでに消化していかないと、次の事業にまた展開していくことができないからという懸念があったんです。

先ほども観光のほうで看板の設置があったんですけども、上ノ太子からやりますということで、トータルで新設も更新も含めて14か所というようなお話の中で、それまで、これから取り組むんですけども、いつまでに仕上げなきゃいけないかというのがないのかなと思って確認をしているんですけども、そのところはいかがですか。いつまでに仕上がるかどうか。

○村上まちづくり推進部長 今回の案内板につきましては、今年度中に竣工するという予

定です。

○寺町委員 子ども医療費の関係も西田委員からもご指摘があったんですけれども、役務費ということで郵送料、郵便料みたいなことで計上しているのは保険証の配布の金額なんですか。

○子安健康福祉部長 子ども医療、今回補正予算で上げさせていただいている役務費、郵便料についてのご質問でございます。今回、21万円計上させていただいておりますけれども、その内訳を申し上げますと、今回新たに拡大されます対象者の方への案内の通知、併せて申請書のほうを郵送させていただく費用、これを約600通、予定では470名程度の拡大になるところですけれども、若干の余裕を見させていただいて600程度ということで計上させていただいております。

それ以外にも、今回拡大対象ではなくして、既に子ども医療の対象になられている方、この方々に対しても、改めて有効期限を延長した医療証を再度交付する必要性が生じます。また、それに伴います様々な事務手続、こういったものも併せて今回総額21万円という形で郵送料を上げさせていただいております。

以上です。

○寺町委員 しっかりのご案内をしていただいて、全体的に太子町が18歳、高校卒業までということになったことの案内を、情報的な形で前もってご案内することが、いつから実施と、1月1日から実施だというようなことで、太子町になるのは12月末に保険証を交付するというような案内をされる予定はありますか。

○子安健康福祉部長 ただいま郵送料のご質問の中でも若干触れさせていただきましたけれども、今回子ども医療費拡大に当たりまして、周知という面では当然広報紙であるとか防災行政無線、あるいはホームページというところも重要かと考えておりますけれども、いわゆる対象、拡大される方という、方々につきましては、町のほうで把握できております。そういった意味から、今申しあげました郵送による、ダイレクトメールによるご案内が一番効果的ではないかというふうに考えておりますので、それ以外については今申しあげましたようなホームページ等も併せまして、しっかりと周知のほうは事前に行っていきたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○寺町委員 ありがとうございます。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○羽山委員 16頁の耕地事業費というのはどういうものですか、ちょっと教えてください。

い。

○村上まちづくり推進部長 5款の農林水産業費の耕地事業費でございますが、すみません、補正予算書の10頁、11頁の町債、農林業債の、これ町債の入りの補正予算の部分なんですけれども、農道の改修事業債ということで、葉室地区の農道の補修の部分につきまして、農道事業債を使った部分ということでございます。

○羽山委員 農道も大事やと思いますけれども、先般議題に出ていたジャンボタニシですけど、今ちょっと収束状態になっているみたいなんですけれども、田植時分、6月頃からずっと大発生をしているわけなんですけど、山田地域管内でね。生態をインターネット等で調べてみると、田植をした苗を食い荒らすということになっているみたいなので、その薬剤等々があるみたいなので、イノシシの電柵とか金網とかの補助対象にはなっているんですけれども、ジャンボタニシに関してもそういう補助の予算というのはつけられないものかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○村上まちづくり推進部長 ジャンボタニシについては、いろんな部分で苦情等をいただいているところでございます。かなり発生すると、もう田んぼがタニシだらけになるということで、それにつきましては、農業委員会等でもパトロールをして実態調査もやっていかなあかんという話はしているんですけれども、一度現状も、現状の確認も含めて、どの程度、これは当然農業者の方が被害を訴えられているので、もうかなりの被害ということは分かる、ご理解させていただくんですけれども、こういった形の薬剤が有効であって、いつまかなあかん、そういった部分を今後調査研究しながら、あと他市町村が取り組まれているような状況も勉強しながら、検討してまいりたいと考えております。

○羽山委員 検討してもらうのはもちろんやけど、遅いんですよ。発生しているのは、もう現に発生しているんですから、河内長野なんか全滅なんですよ、田植した後。田植した田んぼ1枚全部なくなっているんです、苗が、そんな状態なんですよ。それを今頃から調査研究してとか、農業、太子町の農業、これから将来どないなっていくんやということを考えたら、早急にやっていただきたい。農と緑等に相談もしていると思います。だから、なかなか特効薬とか、そんなもんじゃないしね。だから、やっぱりそういう研究機関に掛け合ってもらって、早急にそういうものをなくしていただきたい。補助金、補助をしていただきたい。農業者は、かなり困っておられますのでね。もう、米の所見たらピンク色の卵がいっぱいですわ。見られましたか。

○村上まちづくり推進部長 見たことあります。これはちょっと大変なことやなと思いましたが。

○羽山委員 よろしくお願ひします。

○村井委員長 ほかにございませぬか。

○阪口委員 先ほどからもコロナ対策が幅広く取り組まれているということなんですけれども、以前からスポーツ公園のテニスコートについては、非常に危険というんか、相当荒れていて、そういう意味で言うたら住民の皆さんの健康増進、コロナ対策だと、どう扱えるかどうか分からないんですけれども、その辺はどのようにお考えなんですか。

○鳥取生涯学習課長 スポーツ公園のテニスコートに関しましては、確かにかなり傷んでいる状況で、下地のゴム地が見えているような状況でございます。それを改修してほしいということで、実際にテニスをやっている方の怪我にもつながりますので、出来ればそれを改修ということで年々ずっと思っていたんですけれども、今回コロナの関係で、うまいこと引っかけることが出来れば、コロナの対策ということでいけるかなというふうには考えていたんですけれど、なかなか国の基準には合致するところが難しいかなというのもありまして、いわゆるそれが新しく作るというのであれば健康増進ということもいけるんですけれど、あくまで今ある施設の改修ということになりますと、なかなか国のコロナ対策というのに合致しないというところもございまして。

ただ、だからといつてもう全然事業をしないというわけではございませぬ。危ないのは危ない状況ですので、スポーツ振興といわれる t o t o の基金とかそういうのも、補助金とかもございまして、そういう財源を活用しながら近々にでも改修を計画はしております。

以上です。

○阪口委員 コロナ対策でできたらいいんですけど、それにかかわらず、今いろんな補助金を使うてぜひやりたいということですので、よろしくお願ひします。

○村井委員長 ほかにございませぬか。

○西田委員 給食センターの改修を、計画を前倒ししてされるということで、給食を絶対止めたらあかんと思ひますし、これはそうやなと思ひているんですけれども、計画、今回のことにかかわらず、何しろ給食は止めたらあかんやないですか。壊れた、止まった、さあそれからでは済まない中で、いろいろ古いのを使つてきていると思うんです。全て順番に、これ終わつたらこれ、これ終わつたらこれというような計画は、もう作られて

いるんですか。

○富田学校給食C所長 設備関係につきましては、かなりの数がありますので、設備台帳というのを作っておりますので、台帳の中で、いつが耐用年数までかというのは全て把握しております。

その中で、もう耐用年数、法的な耐用年数が来たからといって、すぐに替えてしまうと非常に費用がかかるので、できるだけ長もちをさせたいというふうなことで、定期的な点検をやりながら、様子は見ております。

その中で、およそ10年程度の間の改修計画、設備の入替えを含めた計画というのは持っております。

○西田委員 ありがとうございます。給食センターを大幅に改修して止めたとき、業者さんを入れたじゃないですか。もう本当に、いろんな問題が起きて、プラスチック片が入っているとか、そういう意味では、もう町がやっている給食センターでやっている給食というのは、住民の皆さん、本当に小さな子どもさん方が口にするものですから、その健康であり、安全であり、安心を担っているところなので、今計画をお持ちやとお聞きしましたが、太子町がずっと給食を止めずにやれるように、引き続き努力をお願いいたします。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 もう何か悲しいぐらいに、コロナで三角、白の三角マークのイベント中止、イベント中止されておって、もう早々とクリーンキャンペーンも、もうできませんという話も伺っていますし、いろんなコロナ対策で国からお金がもらえるのは、ちゃんと国にお金をもらってやっていたらいいんですけども、イベントはいろんな住民の皆さんが楽しみにしていた分が、お金を使わなくて済んで、太子町に住めてよかったねと済まないように、何かそれに代わることをしようという計画があるとか、大概潰れました、ここで、あとで最後にはイベント中止で何ぼ町の一般会計が出ていなくて済んだと言うたらおかしいけど、教えてもらおうかなとは思っているんですけども、そういう何やろう、住民さんのために国からや、府からでもコロナ対策費を待つんじゃなくて、太子町としても頑張ろうと思っているようなことが今あるのか、それとも次に向けて考えているのか、その辺りをお聞かせ願えますか。

○鳥取生涯学習課長 まずは、イベント中止に関してでございますが、まずイベントに関しては、ほとんどのイベントが関係する団体さんが中心に行っていただいております。

もちろん私らの判断だけではなく、団体さんに今の現状をご説明して、このイベントについてどうしますかということで投げかけております。その結果、やはり皆さんおっしゃるのは、やはりやりたいのはやりたい、だけれどもちょっと怖い、やっぱり、それで各市町村どこもみんなそういうイベントが止まっているというのは皆ご存じです。ですので、夏休みなんかですと、特にうちだけイベントをやると、各市町村で止まっている関係上、周りからもいっぱい来るんじゃないかと、そうなればやっぱり怖いということで、なかなか皆さん、自分らでもやりたいというふうに思っただけがないのが状況でございます。

ですので、やむなく今回イベントは中止という形にはさせていただいております。今、ご指摘のありますように、では、何か代わりにできないのというところなんですけれども、なかなか今現在、うちのほうでも密の回避であるとか、人と人の距離の確保、マスクの着用とかいうその辺は等々、やっぱり条件を併せた上でできることというのは、なかなか難しいんですけれども、今回春のスポーツの教室であるとか、公民館教室であるとかというのは、全てキャンセルはいたしました、秋のほうに関しましては公民館教室、それとスポーツ教室も通常どおり開催、人数は制限はしておりますが、一応開催はしておりますので、徐々にできることはやっていこうかなというふうには考えております。

以上です。

○西田委員 いろんな方がコロナ禍の中で我慢を強いられているわけなんですけれども、徐々に再開していることも、サークルさんもあるじゃないですか。その中で3密を避ける。また、戻りますけれども、いろんな万葉ホールの広い所を使うの、使用料を半分のままでいいですよとかいうのは、やってくれたんですけれども、一見さんはいいですわ、何か演説会しますとか、一見さんのことはおいといてくださって結構なんですけれども、本来は公民館でやるはずの人が、こっちに来てやらなあかんというときの、こっだけ三角でお金が戻ってくるんやったら、備品代取れへんというのは、ちょっともう一回考えておいてください。よろしくお願いします。

○村井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第39号を原案通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号、令和2年度太子町一般会計補正予算(第5号)は、原案通り可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時38分 閉 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 村 井 浩 二